

【参考】

学生教育関連の活動

	方針	配慮すべき点
座学	<ul style="list-style-type: none"> 6月12日(金)までは遠隔授業のみ 6月15日(月)以降、段階的に安全策を講じながら対面授業を増やす 対面授業に伴う住居の変更によってオンライン学習環境の再整備が必要な学生には個別の様態に応じた支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 対面授業においては十分な感染予防策を講じる。 代替の方法による教育内容の担保に努力する。 第2波以降の感染拡大対応を想定した備えを行う。
学内演習 学内実習	<ul style="list-style-type: none"> 6月12日(金)までは実施しない 6月15日(月)以降は準備が整い次第順次実施する 	
臨地実習	<ul style="list-style-type: none"> 5月中は実施しない 6月以降は実習先との調整などの準備が整い次第実施 	<ul style="list-style-type: none"> 万が一にも感染拡大を助長せぬよう大学側も十分な対策を講じる。
学生が地域に出向く活動	<ul style="list-style-type: none"> 6月12日(金)までは実施しない 6月15日(月)以降は原則として実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 出先の感染拡大防止策が整っており、特段の必要性があれば可とすることもある。
学生の就職活動	<ul style="list-style-type: none"> 6月1日以降、就職活動を認める。ただし、緊急事態宣言地域に出向いた場合は、帰県後2週間は自宅待機とする。 石川県が緊急事態宣言県になった場合は、県外での就職活動は原則禁止する。 	就職活動は不要不急の外出ではないと考える。
大学院生、卒業研究生	<ul style="list-style-type: none"> 大学院生は、自律的な体調管理を条件に学内施設(研究室、図書館、情報処理室等)の利用を可とする。 卒業研究生は、指導教員の許可がある場合は登校日以外であっても学内施設(図書館、情報処理室等)の利用を可とする。 	
参考	令和2年度 1Q:5月18日~6月26日 2Q:6月29日~8月21日	

【参考】

教員の研究活動、社会貢献活動等について

	方針	配慮すべき点
県境を越える移動を伴う活動	<ul style="list-style-type: none"> できるだけオンラインを活用し、県境を越える移動を避ける。移動が必要な場合は以下を原則とする。 ① 緊急事態宣言が出されている地域への移動は禁止する。 ② 宣言が解除された地域への移動についても当面は原則禁止する。(感染拡大状況を精査し、5月末に見直す) ③ 石川県に緊急事態宣言が発出された場合は、いずれの他県への移動も禁止する。 	緊急事態宣言地域から石川県に帰還した際には、2週間の自宅待機期間を設ける。
県内での移動を伴う活動	<ul style="list-style-type: none"> (兼業や個別調査/研究活動のために)県内の学校や自治体その他の施設に出向くことは、行き先の了解に加えて感染予防対策が整っていると判断できる場合は認める。 地域貢献活動のために出向くことは、その対象、活動方法、必要性等を考慮して判断する。 	
学外からの来学者	<ul style="list-style-type: none"> 県内在住の非常勤講師については、6月15日以降、来学による対面授業を認める。 他県在住の非常勤講師は、来学による対面授業は当面は認めない。(感染拡大状況を精査し、6月初旬までに見直す) その他の来学者については、4月10日付けの基本方針を当面は変更しない。 	